

【死亡一時金の詳細】（令和6年3月1日時点）

■死亡一時金の額

保険料納付月数	金額
36 月以上 180 月未満	120,000 円
180 月以上 240 月未満	145,000 円
240 月以上 300 月未満	170,000 円
300 月以上 360 月未満	220,000 円
360 月以上 420 月未満	270,000 円
420 月以上	320,000 円

・死亡された月の前月までに、付加保険料を納めた月数が 36 月以上ある場合は、上記の金額に 8,500 円 が加算されます。なお、4 分の 3 納付月数は 4 分の 3 に相当する月数、半額納付月数は 2 分の 1 に相当する月数、4 分の 1 納付月数は 4 分の 1 に相当する月数として計算します。

■対象者

・生計を同じくしていた遺族で「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」の順番で優先順位が高い方

なお、以下のいずれかに該当する場合は、死亡一時金を受給することができません。

- ① 死亡した方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれかを受給していたとき
- ② ご遺族が遺族基礎年金を受給できるとき

※寡婦年金を受けられる場合はどちらか一方を選択します。

■申請方法

請求手続きには、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、亡くなられた方と請求者の住民票の写し等の添付・確認書類が必要になります。詳細については、相談窓口等でおたずねください。

■申請時期

死亡日の翌日から 2 年以内

■よくある質問（Q&A）

Q1：第 1 号被保険者期間が 10 年あり、その後、第 3 号被保険者になって死亡した場合は、死亡一時金は支給されますか。

A1：支給されます。国民年金の第 1 号被保険者で納付が 3 年以上あるので請求できます。ただし、すでに障害基礎年金や老齢基礎年金の請求をしている場合には死亡一時金は請求できません。

参考：日本年金機構ホームページ / 日本年金機構パンフレット「遺族年金ガイド」